

議員提出議案第3号

令和8年3月18日の予算特別委員会における田中ゆうたろう議員の議会の  
秩序及び品位を損なう言動に対する問責決議

上記の議案を提出する。

令和8年3月31日

提出者	杉並区議会議員	山 田 耕 平
	同	脇 坂 たつや
	同	中 村 康 弘
	同	ブランシャール明日香
	同	奥 山 たえこ
	同	松 本 浩 一
	同	田 中 朝 子
	同	山 本 ひろ子
	同	わたなべ 友 貴
	同	矢 口 やすゆき
	同	富 田 た く
	同	ひわき 岳

杉並区議会議長 木 梨 もりよし 様

令和8年3月18日の予算特別委員会における田中ゆうたろう議員の  
議会の秩序及び品位を損なう言動に対する問責決議

地方自治法第132条において議員は無礼の言葉を用いてはならないとされ、また杉並区議会会議規則第104条において議員は議会の秩序及び品位を重んじなければならないと定められている。

しかしながら、田中ゆうたろう議員は、令和8年3月18日の予算特別委員会において、大声を発し、演台を叩く行為に及んだ。また、議会の決定を誹謗する発言を繰り返した。これらは無礼の言葉の使用であり、議会の品位と秩序を著しく損なうものである。

同議員は、令和7年2月および同年11月の本会議においても演台を叩くという同様の行為を行った。本議会は、令和7年6月19日に地方自治法に基づく戒告処分を行い、さらに同年には警告決議をもって再発防止を求めてきたところである。

このような経過があるにもかかわらず、同様の行為が繰り返されたことは極めて遺憾であり、議会に対する信頼を損なう重大な問題であって、到底看過することはできない。

よって、杉並区議会は、田中ゆうたろう議員の一連の言動について、その責任を重く受け止めるよう求めるとともに、ここに同議員を問責する。

なお、今後同様の行為が繰り返される場合には、本議会として、これまでの経過を踏まえ、厳正に対処することを、ここに明示する。

以上、決議する。

令和8年3月31日

杉並区議会